

3. 類型証拠開示請求 (316 の 15)

第316条の15

- 1 検察官は、前条第1項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同項第1号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。
 - ① 証拠物
 - ② 第321条第2項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
 - ③ 第321条第3項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - ④ 第321条第4項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - ⑤ 次に掲げる者の供述録取書等
 - イ 検察官が証人として尋問を請求した者
 - ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第326条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの
 - ⑥ 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
 - ⑦ 被告人の供述録取書等
 - ⑧ 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）
 - ⑨ 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）
- 2 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。
- 3 被告人又は弁護人は、前2項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。
 - ① 第1項の開示の請求 次に掲げる事項
 - イ 第1項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - ロ 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であること

- その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由
- ② 前項の開示の請求 次に掲げる事項
 - イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項
 - ロ 第一項の規定による開示をすべき証拠物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示が必要である理由

(1) 意義

- 一定類型に該当し、「特定の検察官請求証拠の証明力判断のために重要」な証拠を開示
 ↓これにより
 受動的防御準備に必要な証拠が開示される
 ↓具体的には
 ①検察官請求証拠に対する意見を的確に行うのに資する証拠
 ②公判における検察官請求証拠に対する弾劾その他の防御に資する証拠

(2) 請求の時期

- 開示要件として「特定の検察官請求証拠の証明力判断のために重要」であることが法定
 ↓したがって
 開示請求の時期は、検察官が証拠調べ請求をし、請求証拠が開示された後
 ↓すなわち
 検察官の主張立証の全体像が明らかになったところで、実施するもの
 ↓
 類型証拠開示の結果、被告人側の防御方針決定（予定主張明示・証拠請求）が可能に

(3) 類型証拠開示請求の方法

(ア) 思考の流れ

- 類型証拠開示制度は「特定の検察官請求証拠の証明力判断のために重要」な証拠開示
 ↓したがって
 まず、①検察官が請求する各証拠につき証明力を判断する必要があるか
 ↓その必要があるとして
 証明力判断のため、②いかなる類型の証拠開示が必要か、という流れで検討すべき

(イ) 開示請求の要件（316の15Ⅲ）

- (a) 類型及び開示請求にかかる証拠を「識別するに足りる事項」

「識別するに足りる事項」として証拠の特定は不要

↓例えば

「Aの全ての供述録取書等」でOK（「供述調書」などと無用な限定はしない）

(b) 開示が必要な理由

特定の検察官請求証拠の証明力判断に重要といえる理由（重要性）を簡潔に記載

(c) 相当性？

相当性は、弊害があると考えた場合に検察官が判断すべき事項

(d) 記載例 (法教 398 号 142 頁参照)

甲○ (共犯者とされる A 2) の証明力判断のための証拠

1 A 2 の供述録取書等

類型 : 5 号ロ

理由 : 甲○の証明力を判断するには、A 2 の未開示供述録取書等の全ての開示を受けて供述経過を検討することが重要である。

2 ○年○月○日から○月○日までの間に W が使用した携帯電話の発着信履歴その他の通話記録

類型 : 1 号

理由 : 甲○には、W が○年○月○日から○月○日にかけて被告人と電話で犯行計画について相談した旨の供述があるから、同供述の証明力を判断するには、標記通話記録と比較検討することが重要である。

(4) 裁判所の関与 ?

証拠開示の請求は、裁判所を介することなく当事者間でなされるのが基本

↓したがって

どのような証拠開示の請求がされたのかは、裁判所には分からない

↓もともと

実務上は、当事者が証拠開示に関する書面を参考のため裁判所にも送付する

4. 類型証拠開示 (316 の 15 I)

(1) 意義

検察官は、被告人側からの類型証拠開示請求を受けて

① 316 の 15 各号に規定する類型のいずれかに該当し

② 特定の検察官請求証拠の証明力判断に重要であると認められる証拠について

③ 重要性及び開示の必要性と、開示により生じ得る弊害を考慮し相当と認めるとき速やかに類型証拠の開示を実施する